

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】

これまで実施してきた所得段階第1段階の方への保険料軽減に加え、第2段階、第3段階の方の保険料を軽減し、負担を軽減します。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度により利用料を軽減しています。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【高齢福祉課】

市相談窓口において専門的な相談対応を求められた場合は、専門知識を持った地域包括支援センター職員につなぎ、対応しております。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【高齢福祉課】

国は法令において、訪問介護「生活支援」の回数制限は利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについては回数制限を行うこととしております。

本市においても、法令に従い原則として回数制限を行っておりますが、制限回数を超えたケアプランについては個別地域ケア会議等を行い利用者の心身的な状況及びその置かれている状況について十分な検討を行った上で、そのサービスが必要と判断した場合は回数制限を超えて利用を認めております。

(3) 基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【高齢福祉課】

昨年度に定期巡回・随時対応型訪問介護の整備に向けた公募を行い事業者の選定がされており、本年度中に事業開始予定となっています。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【高齢福祉課】

本人が認知症や知的障害・精神障害等であったり、単身世帯・同居家族が高齢又は病弱等、本人に対し家族等による深刻な虐待があるといった4つの条件のいずれかに該当する者において特例入所を適用しており、愛知県において示された入所選考指針を準用しています。

★(4) 総合事業について

- ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【高齢福祉課】

平成29年4月から総合事業を開始しました。現行相当サービスを従来型サービスとして訪問型サービスと通所型サービスに位置付けています。平成29年3月以前から訪問介護、通所介護を利用されている方で平成29年4月以降に介護認定を更新され要介護・要支援認定が出た方で継続して訪問介護サービス、通所介護サービスを利用される方は従来型サービスが利用できます。サービス利用の際には利用者の方の状態をアセスメントしていますので一方向的に押し付けはせず、また、利用の期限を区切った卒業ということはありません。利用者の方の意向と状態をアセスメントし、継続したサービスの利用をしています。

- ②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【高齢福祉課】

地域住民のニーズや他市町村の動向等の情報を収集し、必要なサービスが提供できるよう検討を重ねたうえで総合事業費の確保を図っていきたいと考えています。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】

高齢者サロンにつきましては、社会福祉協議会がサロン運営について助成等の支援を行っています。

認知症カフェにつきましては、地域包括支援センターがボランティアの協力を得ながら「ふれあいカフェ」と銘打ち主催し開催しています。また、地域の方々が主催する認知症カフェで、地域包括支援センターの実施する「ふれあいカフェ」の開催・運営方法の趣旨に賛同していただいている認知症カフェについては、運営方法やカンファレンス実施等の支援をし「ふれあいカフェ」として開催していただいています。助成については、今年度よりあま市認知症カフェ運営補助金交付要綱を制定し、申請いただいた団体に対し補助金を交付することとしております。また、民間事業所等で開催されている認知症カフェについては、地域包括支援センターの窓口にチラシ等を置き情報提供しています。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【高齢福祉課】

要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者の心身の機能低下を早期に発見するため、シニアいきいきアンケートを実施し、認知症初期集中支援チームへつなぐなどの早期対応を行っています。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【高齢福祉課】

住宅改修、福祉用具購入の受領委任払い制度につきましては、実施を検討しております。

★(6) 介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【高齢福祉課】

国及び県が介護人材確保について行っている事業等を周知していきます。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

【高齢福祉課】

令和元年10月より、経験のある介護職員の処遇を全産業平均水準となるよう、特定処遇改善加算が創設されました。本市においても、事業所が加算を取得することができるよう、周知していきます。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

【高齢福祉課】

本市の指定する介護保険サービス事業所への実地指導や集団指導において、労働基準法に則った勤務形態での事業実施及び各種基準に準じた人員配置での事業実施について指導しております。

また今後、実地指導や集団指導において介護サービス報酬における夜間体制に関する加算を積極的に算定するように指導していきます。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【高齢福祉課】

要介護1から5までの方を対象に実施しております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【高齢福祉課】

対象者に個別に一括で認定書を郵送しております。また、申請書を窓口に提出していただいた際にも、認定書を即日交付しております。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【保険医療課】

国保制度改革に伴い、県の示した運営方針に沿って財政運営を行っていくこととなりますが、一般会計からの繰入額につきましては、最終的な市民負担の観点も踏まえ、急激な変化がないように配慮してまいりたいと考えております。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【保険医療課】

18歳未満の子どもに対し均等割を賦課しないこと及び一般会計による減免制度については、現状では難しいと考えています。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

【保険医療課】

減免については基準を明確にし、運用しています。基準の見直しは考えていません。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【保険医療課】

資格証明書の発行については、面談をして生活状況の把握に努め、対応しています。分納している世帯には、納付状況に応じ、1ヶ月の短期保険証から長期あるいは正規の保険証に切り替えて交付します。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【保険医療課】

納付相談により生活実態の把握に努め、対応しています。分納している世帯には、納付状況に応じ、1ヶ月の短期保険証から長期あるいは正規の保険証に切り替えて交付します。差押えについては、対象者の生活状況を十分に把握したうえで、執行を判断します。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【保険医療課】

一部負担金の減免基準は、生活保護基準の1.3倍超え1.4倍以下の世帯は猶予、1.15倍超え1.3倍以下の世帯は2分の1減額、1.15倍以下の世帯は免除としています。また、窓口において減免制度のチラシを常時提示しています。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【保険医療課】

県において様々な観点から議論が継続されており、市としては県等の動向を注視していきたいと考えています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【収納課】

高裁の判決文を職員すべてが十分理解し、滞納処分に際しては適正に執行します。滞納者等からの納税相談は、生活実態等をお聞きしたうえで自主納付に向け指導しています。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【社会福祉課】

相談者に生活保護制度の説明を行い、申請を希望される方からは適切に申請書を受け付けております。

また、必要に応じて社会福祉協議会の緊急小口資金貸付制度を案内、活用するなど、速やかな対応をしております。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【社会福祉課】

ケースワーカーには生活保護利用者の自立助長を図るための適切な支援を行うことが求められていることから、適切な人員配置に努めるとともに、必要とされる研修の受講を進めております。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

【社会福祉課】

行政側のミスによる過誤払いが生じないように注意を払って事務を行っております。
過誤払いが生じた場合は生活保護利用者の自立更生に係る費用については控除を行い、返還についても利用者と話し合いを行いながら返還方法や月々の支払額を決めております。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【社会福祉課】

資産申告については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について(平成 27 年 3 月 31 日付け社援保発0331第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により、「少なくとも 12 箇月ごとに行わせること」とされたことにより、平成 27 年度から実施をしております。

なお、実施に当たっては、生活保護利用者に調査の趣旨説明と協力を依頼する旨の案内文を送付して、自主的な申告をお願いしております。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

【社会福祉課】

保護開始時にエアコンの持ち合わせがない場合等に、エアコンの購入費用を支給しております。

エアコンが故障した際には、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付の利用の紹介を行っております。現行生活保護制度では、電気代の助成はなく、市独自での助成についても現在のところ考えておりません。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【保険医療課】

県において様々な観点から議論が継続されており、市としては県の動向を注視していきたいと考えています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【保険医療課】

子ども医療費無料制度については、市単独事業として平成29年7月より中学校卒業までの通院を全額助成(窓口負担なし)に拡充し、中学校卒業までの入院を現物給付としました。

入院時食事療養の標準負担額の助成については、現状では考えておりませんが、県等の動向を注視していきたいと考えています。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【保険医療課】

平成28年7月より、市単独事業として精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持されている方に、一般の病気についても助成することとしました。

自立支援医療(精神通院)対象者の精神障害者医療費の助成については、県等の動向を注視していきたいと考えています。

- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

【保険医療課】

妊産婦医療費の助成については、現状では考えておりませんが、県等の動向を注視していきたいと考えています。

6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

【子育て支援課】

平成29年度から始めた「ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業」では、平成30年度と令和元年度にそれぞれ定員を拡充して実施しているほか、県の子ども調査の結果を参考にあま市のニーズにあった事業を今後研究していきます。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【子育て支援課】

子ども貧困率調査につきましては、新規事業を実施する際に、必要に応じて研究していきます。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【子育て支援課】

自立支援給付金事業については、就職のための主体的な職業能力開発の取組みの支援や、養成機関への入学時等における費用を負担することにより、生活の安定と自立の促進を図るよう実施しています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【学校教育課】

基準は参考基準として設けていますが、参考基準を超えた世帯についても現在の状況などを加味して、認定の決定をしています。始業式、夏休み前、冬休み前に学校を通じて配布する保護者への就学援助の案内や市公式ウェブサイト及び広報紙で年度途中でも申請ができることを周知しています。支給内容の拡充については、平成25年8月よりPTA会費と生徒会費の費目を追加しました。

入学準備金の新学期開始前支給については、平成31年度入学児童生徒対象に新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施しました。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【子育て支援課】

ひとり親家庭の中学生の学習及び進学意欲の向上を図るため、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業を平成29年度から開始しております。

また、平成30年度と令和元年度にはさらに定員を拡充して実施しました。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【学校給食センター課】

小中学校の給食費については、学校給食法第11条の規定で経費の負担区分が明らかにされています。未納世帯については、学校を通して、就学援助制度の活用を保護者へ薦めています。

(3) 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

【子育て支援課】

一般の幼児教育・保育の無償化におきましては、幼稚園・保育園・認定こども園等に通うすべての3歳以上のお子様の保育料は無償化となります。

制度に則り、適正に事務を実施してまいります。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【子育て支援課】

処遇改善加算等を活用して、保育士の定着に寄与できるようにしてまいります。

また、保育士に関しましてはハローワークの求人募集を活用し、各方面の関係者に声掛けをして、保育士確保に努めてまいります。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

【子育て支援課】

認可外保育所より無償化に係る施設確認書類を受領する際には、施設確認等を適正に実施してまいります。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

【子育て支援課】

一般の幼児教育・保育の無償化に伴い、従来の保育料負担額より給食費の負担額のほうが大きくなる方はみえません。また、360万円未満世帯園児の方の副食費は無償化となります。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【社会福祉課】

近年、当市及び近隣自治体において、グループホームや通所施設等の社会資源は増加傾向にあります。一方、入所施設に関しては決して十分でない現状もありますが、国の施策として入所施設から地域への移行を推進していることもあり、それを踏まえて対応を検討しています。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【社会福祉課】

支給量については、国が定める支給決定基準に基づき、障害支援区分及びご本人が必要とする時間・日数等を考慮して決定しております。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【社会福祉課】

現在、長期かつ継続する外出に対するサービス提供及び施設入所者へのサービス提供は考えておりません。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

【社会福祉課】

国の指導に基づき、現行制度内で対応いたします。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【社会福祉課】

独自の減免制度等は考えておりません。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

- 1) 一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
- 2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。
- 3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【社会福祉課・高齢福祉課】

1) 及び 2) 国の指導に基づき、現行制度内で対応いたします。介護保険制度が優先となる場合は、納得いただけるよう丁寧な説明を行っております。

3) 高齢障害者の利用者負担軽減制度(新高額)については、該当者に対して、申請の勧奨を検討しています。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【社会福祉課】

国の施策として、入院・入所からグループホームを含めた地域生活への移行を進めており、今後も国や県の対応を注視していきたいと考えております。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【社会福祉課】

報酬単価につきましては、国の今後の対応を注視していきたいと考えております。自治体での補助につきましては、独自の制度の運用は考えておりません。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【健康推進課】

平成26年度から、子どもインフルエンザ予防接種について、1歳から小学校6年生までは2回、中学生は1回の助成券を発行し、1回1,000円の費用助成を行っていますが、障害者を対象とした助成は現在考えておりません。麻しん(はしか)の任意予防接種について、妊娠を予定または希望している女性に対し、麻しん風しん混合ワクチンについては、5,000円、風しんワクチンについては、3,000円の費用助成を行っていますが、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種の助成は考えておりません。流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチンについて、国は定期化に向け検討することとしていますので、その動向を注視していきたいと考えています。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【健康推進課】

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種において、2,000円の自己負担が必要ですが、現在のところ引き下げは考えていません。また、任意予防接種事業の再開及び2回目の接種についての任意予防接種事業の予定はしていません。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【健康推進課】

産婦健診は、産後8週以内において1回、助成しています。2回に拡充することは考えていません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【健康推進課】

妊産婦歯科健診は、妊婦を対象に保健センターで実施しています。産婦については、今後検討していく予定です。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【健康推進課】

歯科衛生士は、常勤で3人おり、3保健センターに1人ずつ配置しています。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【高齢福祉課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点等を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

【社会福祉課】

地域生活支援拠点等の整備に関しては、現在、海部圏域においても検討を進めております。報酬単価については、国の今後の対応を注視していきたいと考えております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えています。

- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えています。

- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えています。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えています。

以上